「亀岡市制７０周年記念」PR ロゴマーク
使用ガイドライン

令和７年１月

亀岡市企画調整課

「亀岡市制７０周年記念」PR ロゴマーク使用ガイドライン

亀岡市は、令和７年１月に市制７０周年を迎えることから、節目の年を市民とともに祝うため積極的に関連情報を発信することを目的に、「市制７０周年記念」ロゴマークを作成しました。

つきましては、以下のとおりガイドラインを定めましたので、御理解の上、記念事業や冠事業等の PR に本ロゴマークを御活用ください。

１ ロゴマークの目的

亀岡市は、令和７年１月に市制７０周年を迎えることから、節目の年を市民とともに祝うため積極的に関連情報を発信することを目的に、「亀岡市制７０周年」を広報する際のシンボルとして活用します。

２ 権利の帰属

ロゴマークに係る一切の権利は、亀岡市に帰属します。

３ 使用目的及び遵守事項

次のいずれかに該当する事業に係る広報や制作物等に本ロゴマークを使用することができます（使用料は無料）。

（１）亀岡市が発行する広報物（チラシ、ポスターなど）等。

（２）「市制７０周年記念『冠事業』」のうち、市制７０周年記念事業実行委員会の承認を受けた事業に関するもの。

（３）その他亀岡市が適当と認めた事業に関するもの。

ただし、次に該当する場合は使用できませんので、下記の事項を厳守いただき、御活用ください。

（ア）法令または公序良俗に反し、またはそのおそれのあるとき。

（イ）市の品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。

（ウ）政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのあるとき。

（エ）青少年の健全育成の観点から適切でないとき。

（オ）自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

（カ）その他亀岡市が適切でないと判断したとき。

４ 使用条件

使用目的及び遵守事項に加え、次のデザイン上の注意事項を守ってください。

（１）ロゴマークの独自性を損なわないよう、変形や回転、一部分のみの使用等の加工は禁止とします。

（２）原則として色の変更も禁止とします。ただし、単色刷りなどカラーでの表現が難しい場合はこの限りではありません。

◆ロゴの誤用例

①規程以外の色で表現してはならない

②印刷物の特性上、規定以外の単色特色のみ印刷可能な場合は、担当課にお問い合わせください

③文字の反転表現をしてはならない

④形状を変えてはならない

⑤異なる要素を入れてはならない

⑥一部分のみの使用をしてはならない

⑦複雑な背景の上に配置してはならない

クリアスペース以上の単色背景を用いて配置すること

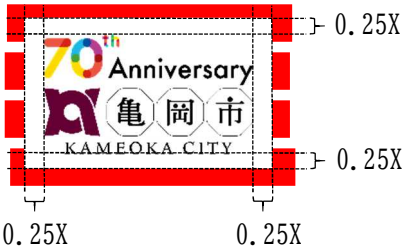

※ロゴの周りは、天地左右 0.25X のスペースを設けてください

５ 使用の取り消し

ロゴマークを使用するものが使用目的及び遵守事項に反していることが判明した場合、亀岡市は使用者に対して改善又は使用の中止を求めることがあります。この場合において生じた損害について、亀岡市は一切の責任を負いません。

６ その他注意事項

（１）本ロゴマークの使用によって生じる問題等について、亀岡市は一切関知いたしません。

（２）ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。

（３）本ロゴマークの使用は、原則として市制７０周年にあたる令和７年１月１日から１２月３１日までの期間とする。
（４）本ガイドラインに定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市が別に定めます。

７ 問い合わせ先

亀岡市政策企画部企画調整課
電話：0771-25-5006
電子メールアドレス：yume-vision@city.kameoka.lg.jp